令和８年（フ）第５９８９号
東京都杉並区荻窪４丁目13―20―103
債務者　佐藤　那奈
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９５号
東京都練馬区練馬１丁目10―11―101
債務者　前里　信一
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９６号
東京都練馬区練馬１丁目26―６―202
債務者　加登屋尊久
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９５８号
東京都中野区野方２丁目31―５―203
債務者　久保田優輔
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和６年（フ）第５７５号
栃木県宇都宮市下荒針町3566番地14、前住所東京都北区滝野川６丁目28番７―302号　アコルデ滝野川
破産者　大平　英樹
1　決定年月日　令和８年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第３０３号
福岡市中央区荒戸三丁目２番４―1003号
破産者　ＨＡソリューション株式会社
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２９６号
佐賀県神埼市千代田町直鳥639番地１プラザエルソール101
破産者　株式会社アートシステム
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２３３７号
福岡市東区西戸崎二丁目30番５号、商業登記簿上の本店所在地福岡市中央区天神五丁目９番２号
破産者　株式会社アクセス
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２１５７号
福岡県糸島市前原中央二丁目３番53号
破産者　株式会社アイルプランニング
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６３３号
福岡県太宰府市水城三丁目４番11号
破産者　株式会社サンクス
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７１２号
福岡市博多区博多駅東一丁目９番１号松栄ビル６階
破産者　株式会社ラブラドール
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第８１号
栃木県那須烏山市三箇883番地
破産者　株式会社共栄
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第８１号
栃木県那須塩原市三区町530番地256
破産者　合同会社きずな
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第８５４号
栃木県佐野市奈良渕町318番地４　サニーヒルＡ　102、開始決定時の住所栃木県宇都宮市御幸本町4673番地３　カリン202
破産者　駒宮　悠生
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３５号
栃木県日光市文挟町89番地12
破産者　西澤　多代
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８９号
栃木県宇都宮市石井町2873番地２　コトー・ルシエルＤ102、前住所栃木県宇都宮市清原台６丁目37番２号
破産者　長濱　真希
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３０９号
栃木県宇都宮市桜５丁目１番29号　グランドハイツダイケー213号
破産者　川上　静香
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３１５号
栃木県足利市八幡町626番地１　ラフォーレ八幡３　101
破産者　石塚雅美子
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３４７号
栃木県宇都宮市今泉町413番地　エスポワール102、前住所栃木県宇都宮市今泉町297番地４　江戸屋ハイツＢ201
破産者　坂和　信行
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係